
第8回 飯 南 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和3年11月29日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月29日午前9時30分開会

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飯南町一般会計補正予算(第7号)) |
| 日 程 第 4 | 議案第69号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 5 | 議案第70号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 6 | 議案第71号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 7 | 陳情審査報告 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飯南町一般会計補正予算(第7号)) |
| 日 程 第 4 | 議案第69号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 5 | 議案第70号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 6 | 議案第71号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 7 | 陳情審査報告 |
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、10番、戸谷ひとみ議員、2番、伊藤好晴議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日、午前9時より議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

2番、伊藤好晴 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。

先ほど、午前9時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の議事日程につきまして協議しましたので報告いたします。

会期につきましては、11月29日、本日1日限りいたします。

日程を説明します。この後、会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決、その後陳情審査報告、陳情審査についての質疑、討論、採決をし閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

ここで塚原町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） はい。

おはようございます。開会にあたりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和3年第8回飯南町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはお

揃いでご出席をいただきまして、開会の運びとなりましたことをまずもってお礼申し上げます。

さて、本日の臨時会につきましては、承認案件 1 件と条例改正に伴う議案 3 件、そして陳情審査報告であります。承認案件につきましては、10 月 26 日に開催した議会全員協議会におきまして、ご説明した「第 2 次飯南町新型コロナウイルス対策雇用継続等応援金（第 4 弾）」について、長引くコロナ禍にあって想定した以上の申請額が見込まれるため、既定の予算では不足する旨の説明をさせていただきました。その後不足分の予算を追加する一般会計補正予算を専決処分いたしており、報告し承認を求めるものであります。

次に議案につきましては、飯南町議会議員、飯南町特別職、そして飯南町職員の期末手当の支給割合について改正する条例 3 件について議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、島根県におきまして、島根県人事委員会より「職員の給与に関する報告」を受け、今月 25 日に島根県議会に、人事委員会の報告に沿った提案をされ、議決されております。

本町におきましても、県と同様の措置を取るべく、関係条例を改正いたしたいものでございます。詳細には担当課長から説明いたさせますので、ご審議をいただきまして、適切なるご議決をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第 8 号について説明いたします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。

（処分事項）令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 7 号）について。

処分年月日、令和 3 年 11 月 11 日。

令和 3 年 11 月 29 日提出、飯南町長。

ページをおめくり下さい。

専決第8号、令和3年度飯南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ103億5,342万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月11日専決、飯南町長。

2ページ。第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入です。款、地方交付税。既決額に2,790万円を追加し、39億181万8千円。歳入合計、既決額に2,790万円を追加し、103億5,342万5千円。

続いて歳出。款、商工費。既決額に2,790万円を追加し、4億2,214万7千円。歳出合計、既決額に2,790万円を追加し、103億5,342万5千円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

3ページ、事項別明細書です。めくっていただき、4ページ、1総括です。歳入の方は説明を省略し、歳出の補正財源内訳ですが、すべて一般財源です。

めくっていただき5ページ歳入です。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回の財源とするものです。歳入の説明については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について関係課長より説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

そうしますと歳出について説明します。6ページをご覧ください。

款、商工費、項、商工費、目、商工振興費でございます。商業活性化重点支援事業につきまして、10月の全員協議会でもお知らせしておりましたが、本日お手元の方に1枚紙の方、別に資料付けておりますので、そちらの方で説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。概要説明資料の裏に付けております。3ページになります。

新型コロナウイルス感染症の第4波第5波と長期的な影響によりまして、町内事業者の売上減少幅が大きい事業者が増えたため、現在行っております雇用継続応援金制度に該当する事業者が多く増えたことから、こちらの所要額について補正するものでございます。今回真ん中どころ、大きく四角く囲ってあるところが事業概要ですけども、令和

2年9月から令和3年8月までの期間のうち、連続する3か月の売上減少合計額が、100万円以上減少している事業者。ただし、100万円未満の場合3か月連続して20%以上減少している事業者を対象として、区分ごとに補助金を支給するものでございます。

こちらの方の事業者が、多数9月以降申請が多くなったことから、今回専決予算にて対応させてもらうところでございます。

下の町内事業者の新型コロナの影響についてということで、前回の10月の全員協議会のところでもお示ししておりますが、詳しい内容につきまして裏面の方に表を付けておりますのでご覧ください。

1の町内事業者の売上減少額、影響額が15億円以上というところで、こちらの方につきましては、現在申請をいただいております事業者の、決算書による対前年売上減少額を算出したものでございまして、トータル15億4千万円余となっております。

順位的には、町内事業者OJKなどの製造業が多く、約10億円以上。続いて給油所や自動車会社等の卸売・小売業。飲食業と続いております。

続いて2番目、こちらは昨年行いました第3弾の応援金の減少額でございます。こちらは令和2年3月から8月の期間で特に影響を受けた3か月の減少額。事業者ごとに特に影響を受けた3か月を申請していただいたものの集計でございまして、こちらの方の減少額が5億1,700万円余。こちらも順位的には製造、卸売・小売、飲食・宿泊の順で大きく影響を受けております。

そして3番、今回行っております第4弾の応援金の集計でございしますが、これが9月末時点の影響額でございまして、令和2年9月から令和3年8月の間の1年間の期間で今現在9月までで申請を受けている、申請があった事業者からの集計をしたもので、この1年間の中の事業者ごとの3か月の減少額につきまして、4億9,600万円余となっております。順位的には、製造、卸売、飲食と同じように、前年と同じような減少額が事業者ごとに起こっている状況でございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第7号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

補正そのものにはまったく意見があるものではございませんけども、この資料の中に、申請という言葉が頻繁に出てきます。いわゆる申請に基づいてこうした対応をされるという制度だろうというふうに思いますけども、これの申請漏れがあるかないかを、

その見極める、町の方で見極めることができることになっておりますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

こちらの方がですね、第4弾、事業者ごとに申請者によって対前年の3か月の減少額を申請してもらうものですので、産業振興課の方でこの事業者ごとの事業費減を把握しておりませんので、申請してもらわないと把握できてないのが現状でございます。

各事業者の方には、商工会を通じてこちらの事業の方、事業者の方にお知らせしておりますので申請漏れはないものと思っております。商工会の方でチェックはされていると思われます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

先ほどの中身とちょっと似た話になりますけども、商工会に委託をして、その影響を受けた業者を調べておると。で、商工会に入っていない事業者っていうのは町内に何軒くらいありますか。そこへの周知がどうなっているのか。

やっぱり税金使った支援策するわけですから、本来なら全体にね、きちんと行きわたらせるということが非常に重要じゃないかと思っていまして、そこらへんがどうなっているのかということと、もう1点は、この前から気になっていたんですけども、この事業概要のところでは、連続する3か月の売上減少の合計が云々となっております。それで、この影響についてのところは、連続するということがなくてですね、この期間中の売上が3か月間影響受けたと、連続がないんですよ。ここらへん何か意図があるんですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

まず、商工会の会員以外の事業者については、現在把握しておりません。それからこの事業の制度につきましては、現在ホームページやこの事業制度を開始した時に自治会文書等々で住民のみなさんにはお知らせしております。

それから、この表になります。表に連続するという言葉がないというのは、特に意図はなく、この表の方も連続する3か月の減少額をまとめたものでございます。記載が少なくてすみません。

この第4弾の申請募集につきましては、改めて文字放送等で周知などしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

説明に対してお尋ねいたします。裏面の応援金第3弾、第4弾の数字を比較してみると、第4弾については、だんだん件数とも額とも減ってきていると。そうした中で、サービス業、第4弾では11件、これは第3弾の時の倍の件数が影響額が計上されております。また、その他2件。これについて分析結果というか、その内容を、どのようにこうあがってきたのかということをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

第4弾、まだ現在も申請出ているところですけども、サービス業の11件につきましては、第3弾では申請のなかった事業者から申請が現在6件ほど多く出ているという状況です。その他につきましても、第3弾の時には特に申請がなかったところから、申請があったということで、その申請書の内容を審議して交付したものでございます。

サービス業につきましては、具体的には、とんぼらランドリーであったり、美容室等々でございます。その他につきましては、畜産の関係の事業所等でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

その私が聞いたのは、分析結果はどうでした、分析されておりますかということ聞いたわけですが、今、申請をされなかった方が申請をされたという説明でございました。それはなぜ、第3弾では申請されなかったかと。それはその金額、要綱条件にあっていなかったのか、それとも遠慮しておられたのか。その点が私たちには見えてこないで、どのようにしてこの度、第4弾では件数が増えたのかと、そういうことを少し聞きたかったわけですが、わかればお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

第3弾につきましては、令和2年3月から8月までの半年間という期間で、この第4弾に該当するほどの影響がなかったものとして、申請がなかったものと考えております。第4弾につきましては、昨年9月から今年の8月までの1年間という12か月という中での対象となることから、これらサービス業、その他の方で申請に値する影響があったものと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

承認第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第69号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、議案第69号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

議案第69号について説明します。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の

一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月29日提出、飯南町長。

ページをめくってください。改正文ですけども、説明はめくって2ページの方、こちらの方で行います。はじめに提案理由です。

冒頭の町長のあいさつの中でもありましたが、島根県人事委員会の給与等に関する報告による島根県議会議員の期末手当の支給割合の例に倣い、期末手当の支給割合を改正するもので、その支給割合というのが下の表です。改正条例の概要として、本年は12月に支給される割合を0.1月分減額し、100分の160から、100分の150へ。

下の段、来年度以降は6月と12月に、それぞれ均等に0.05月分減額し、それぞれの改正後は100分の155となります。

3の施行期日につきましては、(1)については本年12月1日。(2)については来年4月1日とします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第69号 飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、議案第70号、飯南町特別職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続いて議案第 70 号について説明します。

飯南町特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出、飯南町長。

ページをめくって改正文ですが、説明の方はもう一つめくって 2 ページの方で行います。はじめに提案理由です。先ほどの議案同様、島根県の特別職の期末手当の支給割合の例に倣い、支給割合を改正するもので、その支給割合は、概要としまして本年は 12 月に支給される割合を 0.1 月分減額し、100 分の 160 から 100 分の 150 へ。

下の段の来年度以降は、6 月と 12 月に同様、均等に 0.05 月ずつ減額し、それぞれの改正後は 100 分の 155 となります。

施行期日については、（１）については本年 12 月 1 日。（２）については来年 4 月 1 日とします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 70 号 飯南町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第 70 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 71 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 6、議案第 71 号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続きまして議案第 71 号について説明します。

飯南町職員の給与に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 96 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出、飯南町長。

ページをめくって改正文ですけども、説明はその次、2 ページの方です。

はじめに提案理由です。これまでの議案同様、島根県職員の期末手当の支給割合の例に倣い、支給割合を改正するもので、改正の支給割合の内容として、本年は 12 月に支給される割合を 0.1 月分減額し、100 分の 117.5 から 100 分の 107.5 へ。

カッコ書きの方は再任用の職員についてです。現在病院会計で 2 名在職しますが、その割合を 0.05 月減額し、100 分の 55 へ。

下の段、来年度以降は、6 月と 12 月に均等に 0.05 月ずつ減額し、それぞれの改正後は 100 分の 112.5 となり、同様に再任用職員は、100 分の 57.5 となります。

3 の施行期日につきましては、（1）については本年 12 月 1 日。（2）については来年 4 月 1 日とします。

参考までに、これらの今回の 3 つの改正によりまして、給与費の方は 151 名分 590 万余の減額となる見込みであります。

次のページ以降、新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） まず、反対者の発言を許します。

2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

私は、議案第 71 号「飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

この議案は、職員の期末手当を 0.10 月分、再任用の職員の期末手当を 0.05 月分、それぞれ引き下げるものであります。

新型コロナウイルス危機が続く中で、医療現場や教育現場の職員、そして全ての公務労働者は業務量が増大する中、町民の命と健康を守るために全力で職務に励んでおります。こうした職員の努力と奮闘に背を向けて、地域経済の停滞につながる条例案に反対するものであります。

以下、その理由を 4 点述べます。

第 1 に、職員給与引下げは町内の消費購買力の低下につながり、コロナで大きなダメージを受けた地域経済にさらなるマイナスの影響を及ぼすものであります。

第 2 に、職員給与は公務員労働者の生活だけではなく、年金、恩給、最低賃金、生活保護費の基礎ともなっています。その引下げは、様々な生活支援の水準を切り下げ、広く町民生活に悪影響を与えるものと考えています。

第 3 に、職員給与引下げは民間賃金にも波及し、賃下げの悪循環を招くものであります。公務員賃金が下がり、それに連動して民間賃金の下がる。そして、また民間との格差が生じたとして公務員賃金が下がり、そしてまた民間賃金の下がるという賃下げの悪循環とも考えます。

第 4 に、職員給与引下げは、コロナ対策や地域活性化などの課題に全力で取り組む職員の士気を低下させ、行政能力の低下を招きかねません。このことは、ひいては住民サービス低下につながるおそれがあります。

最後に、公務・民間を問わず、社会を支えている全ての労働者の賃上げと職場環境の改善が、今後も続くと思われるコロナ対策として必要不可欠であることを強調したいと思います。指定管理者の下で働く労働者、そして公共性の高い医療・福祉の職場で働く労働者の賃金が引き上げられるよう、町として積極的な対応を求めたいと思います。

また、国や県においては、年金引上げや追加の給付金支給など、生活者への支援拡充とともに、雇用調整助成金や休業支援金、再度の持続化給付金の給付など、苦境に立たされている事業者・労働者への継続的な支援を行うべきことを強調し、討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

他に討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3 番（熊谷 兼樹） はい。3 番。

議案第 71 号について、私は反対の立場で討論させていただきます。

そもそも私は、この給与に関して県の人事委員会の報告に従って町も変えるというものに反対の立場をとっております。それが多数を占めることがなく、今こうやって県の人事委員会の報告に沿って条例の改正をしようとするものですが、多数を得られていないのではないと言えましょうが、ただ、やはり、私はこの町の現状の経済情勢であるとか財政とか、そういうものを考えながら給与というものは決めていくべきだという立場にあります。

その中で、特に上 2 つはしょうがないとしても、この第 71 号について、今般のやはり、こういうコロナ禍でたいへん厳しい状況の中で、一生懸命取り組んでおられる職員の方のことを思えば、この改正について賛成することはできないという立場です。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 71 号 飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第 71 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 陳情審査報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 7、陳情審査報告についてを議題といたします。

教育経済常任委員会から陳情審査報告を求めます。教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹委員長。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

陳情審査報告を行います。

令和3年11月29日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

教育経済常任委員会

委員長 熊谷 兼樹

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第2号。付託年月日、令和3年10月26日。件名、米の需給緩和対策に関する緊急要請。

審査の結果、採択。

審査の意見、下記のとおりとしております。下をご覧ください。

審査の意見。新型コロナウイルス感染禍の経済活動停滞による農産物価格の下落は、食用米だけではないと思われる。食用米以外の農産物についてもその状況を把握し、適切な対策を講じられることを求める。

措置、町長へ送付。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論に入ります。陳情第2号「米の需給緩和対策に関する緊急要請」について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、陳情第2号「米の需給緩和対策に関する緊急要請」を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） はい。

議長のお許しをいただきまして、一言お礼申し上げます。

ただいまは、提案いたしました全議案につきまして、原案どおりの議決をいただき、誠にありがとうございました。

報酬及び給与条例の改正につきましては、12月定例会へ補正予算として反映いたすよう作業を進めてまいります。今回の期末手当の引き下げは、2年連続ということになります。先ほど、討論の中でも議員の方からいろいろございました。

今回はですね、特に通常業務に増して、新型コロナウイルスのワクチン接種の業務、そして未曾有の災害対応など、一生懸命にですね、そうした業務に対応してくれた職員の給与の引き下げということで、私としても複雑な想いはございます。

ただ、県人事委員会のこのマイナス勧告は、長期化するコロナ禍にあって多くの事業所、そして企業の皆様への打撃というのが賃金へ反映されているわけでありまして、このことについてはやむを得ない措置だと思っております。

そして、最後に審議されました農業団体4団体から陳情のありました「米の需給緩和対策に関する緊急要請」につきましては、全会一致で先ほど採択されました。

このことにつきましては、執行部へも同様の陳情が提出されておりまして、これまでも検討を行ってきておりましたので、本日の議会での採択を踏まえまして、12月定例会へ対策関係の経費を補正予算として計上するよう作業を進めてまいります。

なお、今月25日には、雲南の1市2町及びJ A雲南で構成する「雲南農業振興協議会」におきまして、県議会議長、そして丸山知事に対して、「米価下落に関する緊急要請」を行っております。知事においては、既に、これまで国の方へいろんな形で要望も行っておられますが、26日に開催されました全国知事会の場におきましても、米価下落対策として在庫米の調整や、コメの作付を転換するための対策強化など、国へ強く求められたと聞いております。

県下でも有数の良質米の生産地であります飯南町の主食用米水稻の作付けが、来年度もですね継続してできるよう努力していく所存であります。引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） これで令和3年第8回飯南町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午前 10 時 18 分閉会
